

令和7年3月10日

四日市市議会

議長 石川 善己 様

産業生活常任委員会

委員長 小田 あけみ

産業生活常任委員会行政視察報告

産業生活常任委員会が行政視察を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

記

1. 視察日時 令和7年1月29日（水）～1月31日（金）
2. 視察都市 西宮市、岡山市、丸亀市
3. 参加者 小田あけみ、伊世利子、荻須智之、上麻理
川村幸康、田中徹、中川雅晶、諸岡覚
(随員) 川添将秀
4. 調査事項 別紙のとおり

機能強化を図る」とし、「2つの卸売市場の一体化」、「民間による戦略的市場運営」、「現在地での整備」の3方針に沿って、新市場のあり方について、市場事業者で構成する「西宮市卸売市場再生研究会」で検討してきた。

新市場の整備方法については、これまで大きくは過去5回にわたり移転整備などを断念してきた経過やJR西宮駅に近い好立地であることから、現在地にて卸売市場の機能更新と地区全体のまちづくりを同時一体的に行うものが最適とし協議を進めてきたところである。

3) 事業概要

(1) 事業の名称

JR西宮駅南西地区第一種市街地再開発事業

(2) 施行者の名称

JR西宮駅南西地区市街地再開発組合

(3) 施行地区の区域及び面積

西宮市池田町の一部・約1.5ha

(4) 従前権利者(重複あり)

土地所有者60名、借地権者45名、借家権者43名

(5) 事業の目的

- ・新たな流通構造の変化に対応可能な西宮市の食の流通拠点として卸売市場を再整備する。
- ・圏域全体の活性化につながる地域都市機能の強化及び都市景観の整備を図る。
- ・西宮市の都市核にふさわしいにぎわいと魅力ある都市空間を形成する。

(6) 事業施行期間(予定)(令和6年4月時点)

自 令和元年(2019年)11月19日(組合設立認可公告日)

至 令和10年(2028年)6月

(7) 建築工事期間(予定)(令和6年4月時点)

着工令和3年(2021年)12月～竣工令和9年(2027年)6月

(8) 資金計画(令和6年4月点)

総事業費約313億円

4) 従前の状況

(1) 卸売市場の再整備

- ・過去50年間に、5回の移転整備計画が持ち上がるも実現に至っていないかった。
- ・食の流通拠点として再整備と機能強化が求められていた。



【卸売市場の区域】

(2) 錯綜した権利関係の解消

- ・当地区は、登記地積と実測地積の相違、土地境界と建物配置の不整合、公図と実際の敷地位置の相違など、権利関係が非常に錯綜している。

(3) 災害時の被害軽減と土地利用の合理化

- ・大規模災害時の緊急輸送道路である国道2号の機能確保や、JR東海道本線に隣接する立地状況から、建物の不燃化、耐震化が当地区の喫緊の課題。
- ・建物用途は地方卸売市場が大半であるため、駅前の好立地を活かした西宮市の都市核にふさわしいにぎわいと魅力ある土地利用はなされていない。

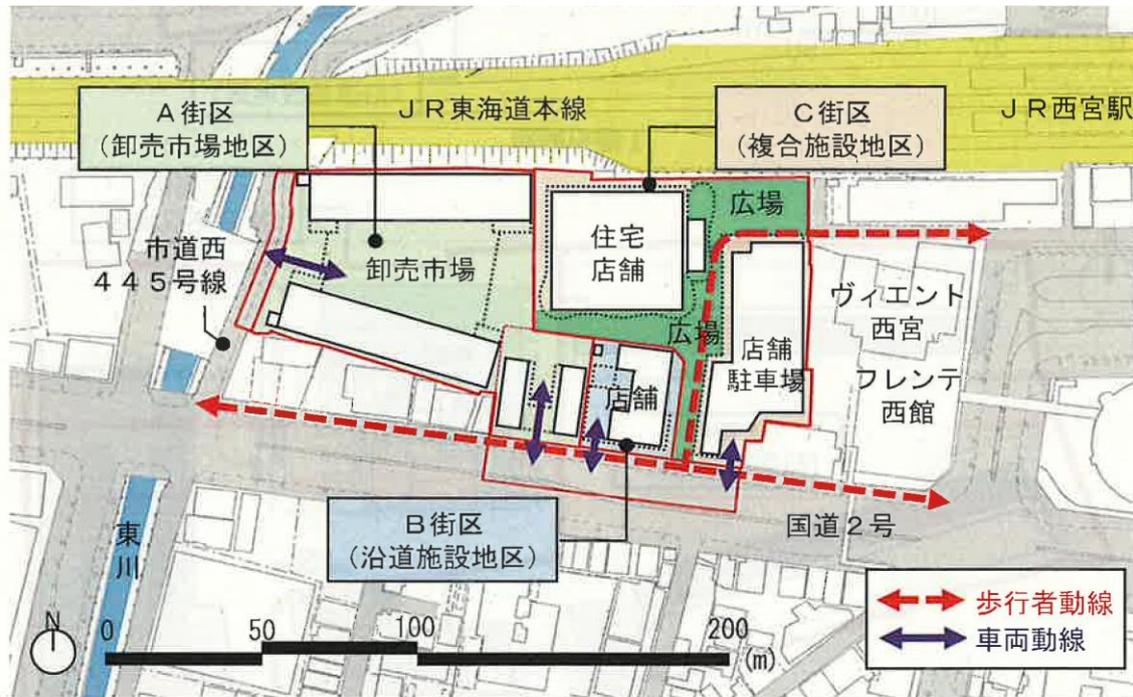
5) 事業の経過及び今後の予定

平成29年11月	J R西宮駅南西地区市街地再開発準備組合の設立
平成30年9月	J R西宮駅南西地区地区計画の都市計画決定及び建築基準法第51条のただし書き許可
平成30年10月	当再開発事業の都市計画決定
令和元年7月	公設市場の廃止と民設市場への統合 参加組員予定者の決定(東急不動産株式会社)
令和元年11月	J R西宮駅南西地区市街地再開発組合設立認可・設立総会特定業務代行者の決定(株式会社竹中工務店)
令和2年12月	参加組員契約の締結(東急不動産株式会社)

令和3年3月	事業計画変更認可
令和3年7月	権利変換計画認可
令和3年9月	権利変換計画の軽微な変更 J R 西宮駅南西地区地区計画の都市計画変更決定
令和3年11月	1期解体工事着工
令和3年12月	仮設店舗設置工事着工
令和4年6月	仮設店舗にて順次、市場事業者の営業開始
令和4年7月	2期解体工事着工
令和4年9月	A街区(卸売市場地区)施設建築物新築工事着工
令和5年10月	A街区(卸売市場地区)施設建築物部分引渡し
令和5年12月	新卸売市場営業開始、3期解体工事着工 J R 西宮駅南西地区地区計画の都市計画変更決定
令和6年2月	A街区(卸売市場地区)施設建築物新築工事竣工・工事完了公告
令和6年3月	事業計画変更認可(認可公告は令和6年4月)
令和6年5月(予定)	B・C街区(沿道施設地区・複合施設地区)施設建築物新築工事着工
令和9年6月(予定)	B・C街区(沿道施設地区・複合施設地区)施設建築物新築工事竣工

6) 施設建築物の設計の概要 (令和6年4月時点)

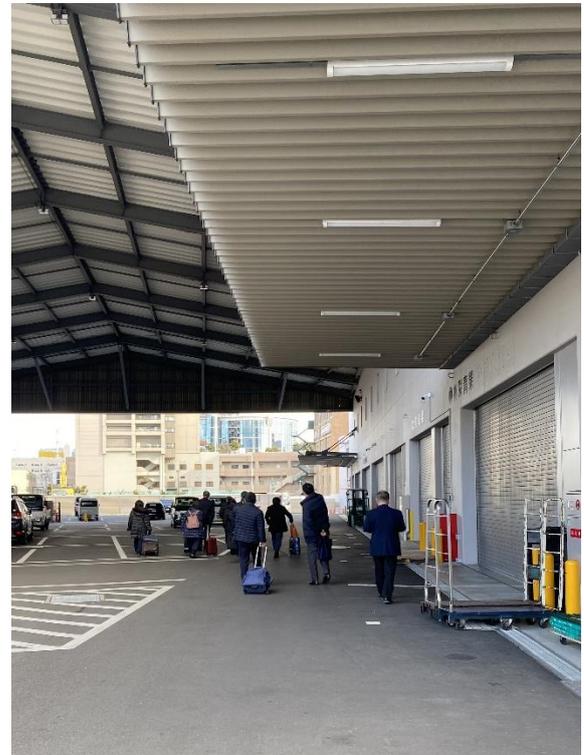




	全体	A街区 (卸売市場地区)	B街区 (沿道施設地区)	C街区 (複合施設地区)
建物敷地面積	約 13,100 m ²	約 6,000 m ²	約 1,000 m ²	約 6100 m ²
建物面積	約 8,600 m ²	約 4,100 m ²	約 700 m ²	約 3,800 m ²
延べ床面積 (容積対象 延べ床面積)	約 51,900 m ² (約 35,600 m ²)	約 5,200 m ² (約 4,200 m ²)	約 1,300 m ² (約 1,100 m ²)	約 45,400 (約 30,300 m ²)
建蔽率	約 66 %	約 69 %	約 69 %	約 62 %
容積率	約 271 %	約 70 %	約 107 %	約 500 %

	A街区	B街区	C街区
用途	事務所(卸売市場)、 店舗、駐車場(卸売市場)	店舗、事務所、駐車場	住宅(377戸)、店舗、駐車場

構造	構造: RC 造	構造: RC 造	構造: RC 造(一部 S 造)
規模	規模: 地上 2 階建	規模: 地上 2 階建	規模: 地上 35 階建・塔屋 2 階



5. 委員からの質疑

Q: 市場内の取引に関して、ルールはないのか。

A: 昭和 30 年代から、取引のルールが形骸化しており、買い請け人の登録がなくても取引ができる状態となっていた。

Q: 赤字であることから、市民から、市場から手を引くような声はなかったのか。

A: 市民からあまり存在を知られておらず、そういう声はなかった。今回、建て替えにあたり、不動産売却による多額の収入が入ったことは、良かった点である。

Q: 災害時の応援協定とはどのようなものか。

A: 災害時に、フォークリフトによるパレットの移動の依頼や物資を保管するための場所の提供をお願いするものであるが、今後、有識者も交えて、具体的に検討していく予定である。

Q: 戦略的市場運営とは何か。

A: 大型の取引に来たお客さんが、小さい店舗にも寄ってもらえるような仕組みをつくらせている。また、狭い市場であるため、入荷時間と、集客時間を分けて効率的に利用

できるようにしている。

Q：再建計画を進めるにあたって、権利者間の意見をまとめるのは、大変ではなかったか。

A：以前から、J R 西宮駅前をなんとかしないといけないという意識が共通していたため、スムーズに話が進んだ。

Q：子ども食堂との連携はどのような状況か。

A：子ども食堂は、市内に20数か所ある。市場内には、市場関係者が余った食材を格納する倉庫があり、市場開設者が子ども教室とのライングループを使って情報を発信している。24時間開設しているが、なかなか取りに来られないことも多いのが現状である。

Q：カギの管理はどのようにしているのか。

A：手間が増えると長続きしないと考え、カギをかけずに開設している。ただし、子ども食堂に対しては、食材が腐食していないか注意するよう伝えている。

Q：野菜の不作がある中で、商品の集荷は、安定しているのか。

A：特に問題は発生していない。

Q：取引先にはどのような団体があるのか。

A：JAや農業法人、生産農家がある。

Q：都市型GMSとは、何を指すのか。

A：イオンやイトーヨーカドー、ららぽーとを始めとする商業施設のことである。

Q：どのように都市型GMSと競合していくのか。

A：都市型GMSには、独自の配送システムがあるため、競合することがない。そのため、配送機能や冷蔵機能のない中堅業者と取引している状況である。

Q：卸売市場法の一部改正により、取引への影響はあったのか。

A：法改正以前から、取引のルールが形骸化していたため、影響はなかった。

Q：対象人口はどれくらいか。

A：はっきりした数字はないが、阪神間での取引として考えると、約300万人である。

Q：小売部門は、場外市場ということか。

A：場内にある業者が運営している。卸売で余った商品や規格外の商品を格安で販売している。

Q：小売店から、量販店への段階的なシフトとはどういう意味か。

A：平成27年頃は、まだ小売店との取引があったが、その後は廃業も多く、取引が減

少してきている。現在は、中堅スーパーとの取引にシフトしてきているという意味である。

6. 委員会としての所感

西宮市の卸売市場再生整備事業は J R 西宮駅南西地区の再開発の一端として実施されたものであり、J R 西宮駅前という立地の良さを生かし、居住用スペースの開発を行うなど、「市民が集い、にぎわう、開かれた卸売市場」を目指しており、今後の周辺開発との相乗効果が期待できる事業であると感じた。

実際に現地を訪問し感じたことは、国道 2 号沿いにある小売店舗が非常ににぎわっており、地域に溶け込んでいたことである。自転車で多くの買い物客が来ているのを拝見し、小売り機能に需要があり、地域住民との関わりを強くすると感じた。本市においても、今後、本市の地方卸売市場の在り方を検討する上で、小売り機能の開設を始めとする市民参加をどのように取り入れていくかが課題となっていくのではないかと感じた。

様々な販売形態が乱立している昨今、西宮市の市民に開かれた卸売市場の取り組みを参考として、本市においても魅力的な取り組みに繋げられるよう議会として取り組んでいきたい。

(岡山市)

1. 市勢 市制施行 明治 22 年 6 月 1 日
 人 口 696, 280 人 (令和 6 年 4 月 1 日付)
 面 積 789. 95 平方キロメートル

2. 財政 令和 6 年度一般会計当初予算 3856 億円
 令和 6 年度特別会計当初予算 1980 億円
 令和 6 年度事業会計当初予算 767 億円
 合 計 6603 億円

3. 議会 条例定数 46
 5 常任委員会 (総務、保健福祉・協働、市民・産業、都市・環境、子ども・文教)

4. 視察事項

新規就農者サポート事業について

1) 視察目的

岡山市では、新たに農業を始める者に対し、就農の初期投資にかかる所定の取り組みを支援することにより、地域農業の活性化を図っている。具体的には、農業技術や経営ノウハウを学ぶための研修プログラム、農業人材マッチング事業、専門の相談員による個別相談など、多岐にわたる支援が実施されている。農業を始めるにあたっての問題である資金不足や人材確保などの問題について、どのようにサポートしているのか、岡山市での成功事例を学ぶことで、本市での支援策の効果を高めるための参考とすべく視察を行った。

2) 新規就農にかかる各種支援事業について

①就農相談 (就農サポートセンター)

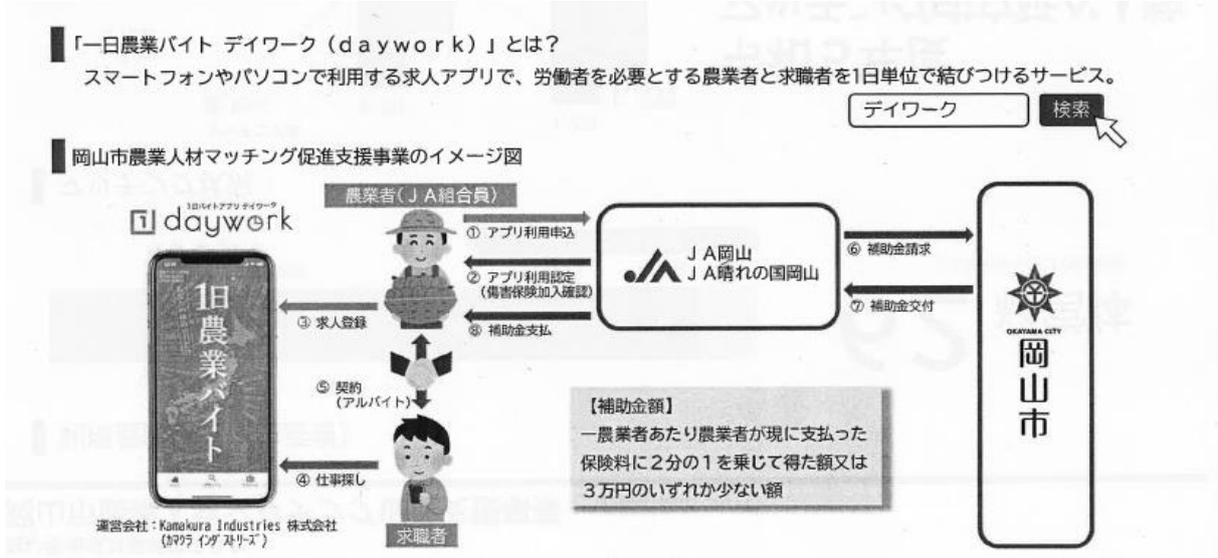
就農に関する相談やフォローアップを行う窓口。就農希望者に対する総合的な支援を実施する。

※令和 5 年度実績 相談件数 1 4 4 件、新規就農者 3 2 人

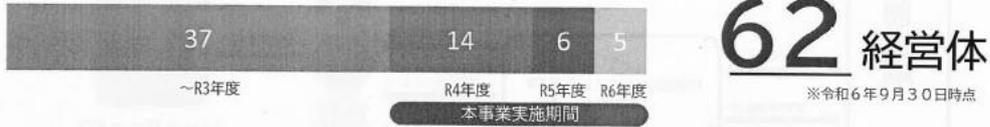
②岡山市農業人材マッチング促進支援事業

農業アルバイト支援アプリ（daywork）を利用してアルバイトを雇ったJA組合員に対し、同組合員が支払った傷害保険料の一部を助成するもの。

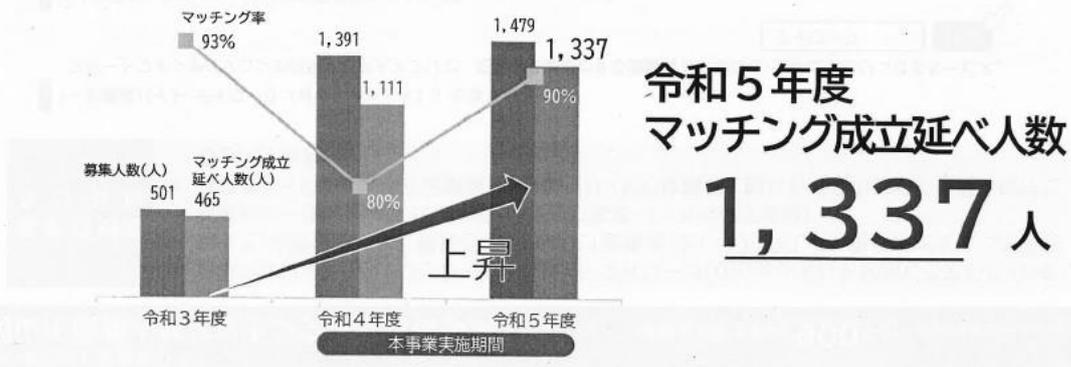
※令和5年度実績 延べ人数1337人（応募人数1781人）



利用登録状況（生産者）



マッチング状況



③新規就農者育成総合対策（農業次世代人材投資事業）

次世代を担う農業者となることを目指し、独立・自営就農する認定新規就農者（49歳以下）等に対して、経営開始時の経営確立等を支援するもの。

※令和5年度実績 経営体数31

④新規就農者サポート事業（令和5年度～）

岡山市から青年等就農計画の認定を受けた、岡山市内在住の所定の認定新規就農者の方に対し、就農初期の投資を支援するもの。

【補助対象経費】

- (1) 経営発展支援事業、または、初期投資促進事業の採択を受けた農業用機械・施設・資材等取得、改良又はリース費
- (2) 老朽化ハウス撤去費
- (3) 農地賃料
- (4) 大型特殊・けん引免許取得費、またはその他資格取得費
- (5) 研修費

※令和5年度実績 3人

・補助対象経費別の補助率及び補助金の額等

	補助率	限度額	備考
(1) 経営発展支援事業または、初期投資促進事業の採択を受けた農業用機械・施設・資材等取得、改良又はリース費	対象事業費の1/8	県外からの転入による新規参入者 : 1,250千円 県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者 : 625千円	岡山市に申請し経営発展支援事業、または、初期投資促進事業の採択を受けたものが対象
(2) 老朽化ハウス撤去費	県外からの転入による新規参入者 :対象事業費の3/4 県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者 :対象事業費の1/2	県外からの転入による新規参入者 : 750千円 県外からのUターン後継者、又は市内在住の新規参入者 : 500千円	岡山市内にあるハウスの本体、付帯設備の解体、運搬処分が対象

(3) 農地賃料 対象事業費の1/2	対象事業費の1/2	30千円	農地中間管理機構を介して借受けた岡山市内の農地が対象
(4) 大型特殊・けん引免許取得費、またはその他資格取得費	対象事業費の1/2	50千円	その他資格は、日本農業技術検定、農業簿記検定、ITパスポートの各受験料が対象
(5) 研修費	対象事業費の1/2	20千円	岡山県立青少年農林文化センター三徳園で行われる農業関連研修の受講費が対象

5. 委員からの質疑

Q：新規就農者が多いことについて、どのように評価しているのか。

A：令和5年度は32人であり、目標数値の50人を下回っている状況である。コロナ禍明けで、多種産業に求人が出ていること、生産コストが高くなっていること、初期費用が高いことなどが影響していると考えられる。

Q：有機栽培の新規就農する際の農地はどのように確保しているのか。

A：JAが有機栽培することが可能な農地を確保している。山間部の特定の地区に集中している。

Q：有機農産物の占める割合の統計は取っているのか。

A：統計は取っていない。EC販売とホテルへの納入等で消費されている状況である。予約の段階で売り切れることもある。

Q：荒廃農地は、増えているのか。

A：農業委員会の見解では、農地から山林化して、分母が減っていることもあり、減っているという見方もあるが、実際は増えている。

Q：マッチングアプリによって、既存の農家に就農した方はいるのか。

A：就農した経緯の統計を取っていないが、何かしらの情報を元に就農した方はいる。

Q：新規就農者が部会と上手に交流していく上での工夫はあるのか。

A：部会単位で異なる。飲み会に出席することや、マルシェ（直売会）の応援に出ることなどを通じて、交流を深めている。中には、部会に入らず、ネット販売に踏み切った方もいるが、ほとんどの人は部会に馴染んでいる。

Q：5年間の就農計画を作成する際に、開始資金のことを理解せず無計画に作成してしまうことが多いが、どのようなアドバイスをしているのか。

A：新規就農者に対し、県の普及指導センターが入って、最初に経営指標を渡して、実際の就農者の収益を見てもらっている。また、収益面では厳しい現実があることをしつこく伝えるなどして、最初の選別は厳しくしている。

Q：農業バイトを募集するためには、JAに出荷していることが条件か。

A：JAに出荷がなくても、組合員としての出資金 3000 円を出せば、登録が可能である。登録料はかからない。

Q：農業人材マッチング促進支援事業の予算額 90 万円の用途は何か。

A：農業アルバイト支援アプリを利用するためには、アルバイトが通勤や農作業時に事故にあったときの傷害保険に加入することを条件としており、農業アルバイト支援アプリを利用してアルバイトを雇ったJA組合員が支払った傷害保険料の一部を助成している。所得 1000 万円の方で 1 万円程度の支払いとなっており、そのうちの 2 分の 1 を補助している。

Q：有機農家の中には、JAを通さずに、相対取引をする農家が多いと思うが、JAを通さないことで冷遇されるようなことはあるのか。

A：収穫したものを全て出荷するのではなく、余った分をJAに出荷することも多く、そういったことはないと思う。

Q：ふるさと納税の商品として果物を出荷するにあたり、台風などの天災の影響で、納品できなくなることはあるのか。

A：桃を例に出すと、予約制にすることや、早生や晩生の品種を使い分けることで対応している。

Q：フルーツカフェガイドに載っている店舗で提供している商品には、岡山産の食材を使用するという条件があるのか。

A：ほぼ岡山産という認識である。商工会議所が主体となっており、JA岡山から仕入れられる仕組みがある。

6. 委員会としての所感

岡山市は、農業人材を確保するために、様々な事業を展開している。特に、印象的であったのでは、農業アルバイト支援アプリ「デイワーク」の活用である。令和3年度から開始した事業で、毎年、マッチング成立数が増加している。人材不足の観点から、アルバイトを容易に募ることができるのは、素晴らしい仕組みであると感じた。また、農業体験することで、農業に興味を持つ人が増加することに繋がるのではないかと考える。それだけでなく、就農する際に、経営指標を重視させるなど、就農者への支援が充実しており、就農者に寄り添った施策が展開されていると感じた。

当市においても、農業アルバイトができる仕組みがあれば、当市の農業を知ってもらう機会になるのではないかと考える。まずは、農業を知ってもらうきっかけづくりが重要だと感じたため、就農希望者にとって魅力的な施策を展開できるように、議会として取り組んでいきたい。

(丸亀市)

1. 市勢 町制施行 明治 32 年 4 月 1 日
人 口 107,845 人 (令和 6 年 4 月 1 日付)
面 積 111.83 平方キロメートル

2. 財政 令和 6 年度一般会計当初予算 691 億円
令和 6 年度特別会計当初予算 239 億 4,300 万円
令和 6 年度企業会計当初予算 1479 億 4,679 万円
合 計 2409 億 8,979 万円

3. 議会 条例定数 24
3 常任委員会 (総務、教育民生、都市環境)

4. 視察事項

空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金について

1) 視察目的

丸亀市では、商店街の空き店舗対策のため、平成 27 年度から「空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金」を実施している。実施してからの 10 年間で、空き店舗率が約 13% 減少している。本市においても、商店街の空き店舗に対する補助金の在り方を検討しているところであるため、空き店舗率を減少させるために、何が必要なかを調査すべく丸亀市の取り組みを視察した。

2) 空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金について

①概要

- ・中心市街地における空き店舗の解消を図るとともに、まちの賑わいを創造し、地域経済の発展に繋げることを目的としている。
- ・丸亀 TMO 構想で定める中心市街地重点整備区域内(別添の地図参照)において空き店舗または空きオフィス等を改装して店舗または事務所を開設する事業者に対し、その改装費の一部を補助する。

- ・対象者要件に記載のとおり、事業者の方には1週間あたり5日以上営業、かつ5年以上継続して営業することを定めており、本市としても関連機関(商工会議所や商店街組合、よろず支援拠点)と協力し、事業者長期的支援をしていく。



②実績

- ・平成27年以降、44件の活用実績(令和7年1月2日現在)
- ・定期的に空き店舗情報の問い合わせがあり、毎年平均4～5件程度の補助金活用に繋がっている。空き店舗情報は丸亀商工会議所等のHPで公開中。
- ・業種は、飲食業や小売業、医療関連、福祉関連と様々な事業で活用いただいている。
- ・近年、今まで経営に携わった事のない創業希望者が活用する傾向にある。
理由として、市で実施している創業塾等の創業支援事業に参加した後に申請に至るケースが多いため。
- ・業種別にみると、近年は飲食業の方からの補助金相談がよくあり、実績の多くを占めている。

～実際に補助金を活用した方からの声～

- ・商店街を盛り上げていく為には、まず中心市街地には少ない飲食店を増やすこと店があれば集客イベントも更に行えると思う。

- ・数年後に完成する市民会館の施設利用者をターゲットにした飲食店を今から準備しておきたい(市民会館内には飲食店がないため)

③活用例

- (1) 令和5年度に飲食店(お好み焼き)を開業。

丸亀市創業支援等事業計画における特定創業等支援事業の1つである創業塾に参加され、各種補助金の活用を案内した結果、申請に至った。店舗は丸亀駅前と立地条件も良く、近隣ホテルの宿泊客の利用もあり、夜を中心に賑わいを見せている。



- (2) 令和5年度に飲食店(割烹料理)を開業。

上記と同じく、創業塾に参加され、本補助金を案内し申請となる。

主に夜を中心に営業をされ、カジュアルな割烹料理として若者を中心に人気があり、順調に営業。地元固定客が非常に多い。

- (3) 令和6年度に飲食店(和食料理)を開業。

窓口に創業相談で来庁され本補助金を案内。商工会議所に設置している「ワンストップ創業相談窓口」での相談・支援を経て申請となる。申請者は京都府や高松市の料亭で修業し、料理長を任されるなど実績を活かし、市内では少ない高級和食料理を提供するとして開業。富裕層をターゲットにしたワンランク上の店として注目されている。

④今後の課題

毎年、丸亀商工会議所と協力し、中心市街地重点整備区域内での空き店舗調査を実施しているが、車社会の進展等による社会構造の変化に伴う郊外型大規模店舗(イオン等)の進出や経営者の高齢化、加えて後継者不足などにより商店街における店舗の移転や閉店が増加するなど、近年空き店舗率の改善が図れていない。窓口で空き店舗の有無や補助金活用希望者の相談はあるものの、実際に空き店舗として募集をしている物件が少なく案内が出来ていない。数年に1度、物件の所有者に対して賃貸の可否や売却の意向等の大規模な空き店舗実態調査も行っているが、現状維持(賃貸も売却も不可)のままの意見も多く、空き店舗利用希望者とのマッチングに繋がっていない。

5. 委員からの質疑

Q：補助要件の公序良俗に反しないものとは、何を指すのか。

A：バー、ラウンジは対象であるが、身体的接触が在るものに関しては対象外としている。

Q：空き家活用のマッチングが課題となっている理由は何か。

A：アンケートを取った72件中44件より回答があり、26件は賃貸、売買をしたくないとの回答であった。理由は、居住中であることや解体予定である、倉庫として利用しているなどがある。

Q：空き店舗の定義は何か。

A：1階部分が空き店舗である場合であり、倉庫も含む。

Q：実際に商店街を歩いてみたところ、空き店舗率30%に感じなかったが、店休日の店が多い日であったのか。どのように数字を出しているのか。

A：空き店舗数も減っているが、実際には、分母にあたる店舗数が減っていること(平成26年度の190店舗から令和6年度140店舗に減少)で空き店舗率が減っているのが現状である。

Q：要件として、営業を5年以上継続することがあるが、5年以内に廃業した場合に返還を求めているのか。

A：求めている。

Q：どのような年齢層が創業塾を活用しているのか。

A：20歳代後半～50歳代までが大半であり、40歳代の割合が一番多い。

Q：どのような理由で活用される傾向があるのか。

A：様々な理由があるが、コロナ禍で考える時間があって始めたというケースがある。

Q：商店街の中で、「まち」を活性化する動きはあるのか。

A：丸亀駅前と丸亀城間の人の流れを創出するためのイベントを企画したが、商店街からは、人が多くなって迷惑であるという苦情をもらい、断念したこともあった。

Q：お土産の売り方や商品化に工夫はあるのか。

A：国の事業である地域商社事業が始まり、商店街の中に地域商社を入っている。市としては、今まで様々なイベントを企画してきたが、先ほどのような商店街の意向に沿わないことも起こってきている中で、意欲のある団体を支援する立場に方向転換している。

Q：農業の6次産業化を取り上げていくような話は出ているのか。

A：現時点ではない。

Q：アーケードを維持するための補助金はあるのか。

A：国と県から、8分の1の補助金があり、残りは会費で維持している。

Q：市は補助金を出さない方針か。

A：商店街の景観に関することについては、市が補助したことがあるが、アーケードに関しては、商店街が設置したという経緯もあることから補助対象と考えていない。

6. 委員会としての所感

丸亀市の「空き店舗・空きオフィス等活用促進補助金」に関する取り組みを視察し、創業支援事業に参加した後に補助金を申請し、飲食店を開業した事業者の成功例を複数確認することができた。これらの事例は、創業希望者に対する支援体制が整っていることの証であり、丸亀市の取り組みが新規事業の創出に大きく貢献していることを示していると感じた。また、丸亀商工会議所のHPで空き店舗情報を公開し、定期的な問い合わせがあることから、情報提供の重要性を再認識した。一方で、物件の所有者が賃貸や売却の意向を示さないケースが多いことが、空き店舗利用希望者とのマッチングを阻害していることが分かった。視察を通じて、本市においても商店街の空き店舗対策を進めるためには、地域の特性に応じた独自の支援策を検討する必要があると感じた。また、地域住民や事業者との協力を深め、地域全体で商店街の活性化に取り組む姿勢が求められる。今回の視察で得た知見を基に、本市の商店街の空き店舗対策を効果的に推進することの参考としていきたい。